

I 全般的事項

| 配慮書における市長意見の内容 | 審査会委員等の意見 | 方法書における審査会答申案の内容 | 考え方 |
|--|---|--|--|
| <p>1 今後、本事業計画の検討に当たっては、計画段階配慮事項として検討を行った煙突の高さ以外にも、施設の構造や排水処理の方法等についても複数案の検討を行い、本事業の実施により想定される様々な環境影響の回避・低減に努めること。なお、複数案の検討を行った事項については、検討内容及び結果を方法書に記載すること。</p> | | | <p>【記載せず】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書において、煙突の高さ以外に、発電設備の出力及び発電設備等の構造若しくは配置に関する検討がなされた結果が記載されている。 |
| <p>2 本事業の推進に当たっては、関係行政機関からの意見はもとより、市民等からの意見にも十分配慮するとともに、環境影響評価の手续等を通じて地域住民及び関係者に対して丁寧に説明を行うこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地元説明会で出た意見を分析し、必要と思われる調査項目は積極的に取り入れるなど、周辺住民と合意形成を重要視し、今後の環境影響評価事項に、出来るだけ住民意見を反映させていってほしい。 ・関係する漁業団体には十分な説明と意見聴取を行ってほしい。 | <p>1 調査、予測及び評価という環境影響評価の実施に当たっては、関係行政機関等からの意見はもとより、市民等からの意見にも十分配慮するとともに、その結果及び評価等について、環境影響評価準備書の手続の中で、地域住民及び関係者に対して丁寧に説明を行うこと。</p> | <p>【ほぼ同様の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の項目や手法そのものではないが全般的な留意事項として記載した。 ・意見にもあるとおり、地域住民や関係者に対する丁寧な説明は今後必要である。 |
| <p>3 本事業の実施に伴い、新たな送電線の設置が推測されることから、当該送電線の設置が周辺の生活環境及び自然環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、環境影響評価の項目として選定し、適切な調査、予測及び評価を実施すること。なお、評価項目として選定しない場合には、その理由を明らかにすること。</p> | | <p>3 本事業の実施に伴い、新たな送電線の設置が推測されることから、当該送電線の設置が周辺の生活環境及び自然環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、環境影響評価の項目として選定し、適切な調査、予測及び評価を実施すること。</p> <p>なお、選定項目として選定しない場合には、その理由を明らかにすること。</p> | <p>【同様の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書において評価項目に選定されていない（選定しない理由も特に記載されていない）。 ・掲載する場所については要検討。 |
| <p>4 今後の環境影響評価手続の実施に当たっては、次の事項に配慮すること。</p> <p>(1) 早期段階から専門家等の助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。</p> | | <p>2 環境影響評価を実施する際には、専門家等からの助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。</p> <p>また、その際、可能な限り最新の知見や評価手法を取り入れるとともに、評価を行う過程において環境影響に関わる変更が生じた場合は、選定した項目や手法等の見直しや、追加での調査、予測及び評価の検討、実施など適切に対応すること。</p> | <p>【同様の記載に追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮書意見と同様に、環境影響評価の基本的事項を記載した。 ・環境状況の変化等に応じて、見直しや追加の調査、予測、評価等を検討する旨追記した。 |
| <p>(2) 導入を計画している設備や予測の前提とした設備等の諸元については、可能な限り明らかにし、具体的に記載すること。</p> | | | <p>【記載せず】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の項目や手法に直接かわる部分ではないため記載せず。 |
| <p>(3) 予測結果等については、市民等にも理解できるよう、図の作成や用語解説を入れるなど、分かりやすい図書の作成に努めること。</p> | | | |

II-1 大気質

| 配慮書における市長意見の内容 | 審査会委員等の意見 | 方法書における審査会答申案の内容 | 考え方 |
|---|--|---|--|
| <p>(1) 事業実施想定区域や大気質の予測結果の最大着地濃度出現地点の周辺には、高層住宅を含む多くの住居地域が存在することから、煙突の高さ及び構造の検討に当たっては、短期的高濃度条件等（ダウンウォッシュ、ダウンドラフト、逆転層等）の影響についても調査し、適切な予測及び評価に基づいて決定すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 調査・予測項目として大気質で窒素酸化物を選択し、調査・予測することに大きな問題はないと考えられる。 予測結果に関しても、配慮書でも記述されていたように大きな問題が生じるとは考えにくい。 | <p>(1) 事業実施区域周辺及び影響が及ぶと想定される地域は、住居地域に加え、山や海等の存在により大気の流れが異なることから、地域特性を踏まえ、短期的高濃度条件等（ダウンウォッシュ、ダウンドラフト、逆転層等）の影響も考慮し、適切な予測及び評価を実施すること。</p> | <p>【ほぼ同様の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 方法書の考え方で大きな問題はないとのご意見をいただいているが、(5)の前半部分とあわせて、大気質の環境影響評価のポイントとなる点を記載した。 |
| <p>(2) 煙突は、発電機ごとに3本設置する計画であるが、環境負荷軽減の観点から集合煙突やその他の方法についても検討すること。なお、煙突の構造等の検討に当たっては、大気質のみならず、景観等への影響も含めて総合的に評価すること。</p> <p>(3) 窒素酸化物の排出抑制対策として、バーナーの構造、燃焼方法、排煙脱硝装置の構造、発電機の稼働方法等について、十分な検討を行うこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 景観に関しては、窒素酸化物濃度が煙突高度60～100mで大差ないという大前提で議論されている。風下にある高層建築物に対して、窒素酸化物濃度影響が煙突高さによって異なるのであれば、景観に対する評価結果も変わってくる。 | | <p>【記載せず】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集合煙突の可能性も検討した結果、ユニット毎の煙突という結果となったとの記載あり。 景観との関係は今後要検討 事業計画に関わる設備等については、準備書において確認 |
| <p>(4) 大気質の調査、予測及び評価に当たっては、事業実施想定区域周辺の高層住宅への影響についても実施し、適切な環境保全措置を検討すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 大気質について、JR 清水駅付近にある高層建築物に関しては、特に検討する必要がある。 この高層建築物については、状況によっては、逆転層の高さを仮定した場合よりは大きな汚染度になるものと考えられ、別に検討すべきと考える。 | <p>(2) 事業実施区域周辺の高層住宅に関して、当該建築物が風下となる風向で、ダウンドラフトが生じるような条件下では単純な濃度予測値を超える大きな値となることが推測されるなど、強い影響を受ける可能性がある。</p> <p>このため、大気質の調査、予測及び評価に当たっては、通常の検討とは別に、この事業実施区域周辺の高層住宅への影響も考慮し評価した上で、適切な環境保全措置を検討すること。</p> | <p>【追記して記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査会での協議及び追加意見から、清水駅付近の高層建築物への影響について環境影響評価を行う旨、記載した。 |
| <p>(5) 事業実施想定区域周辺及び影響が及ぶと想定される地域は、山や海等の存在により大気の流れが異なることから、予測に用いる風向風速等の気象データについては多地点のデータを調査するなど、地域特性を踏まえた適切な予測を行うこと。また、冷却塔補給水の約70%が蒸発散により大気に放出されることになることから、微気象に影響が生じる可能性についても考慮すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 今回の事業では水蒸気が一日当たり29,400 m³発生する。水蒸気は予測モデルが立てにくいかもしれないが、何らかの対応をした方がよいのではないかと考える。 冷却塔からの水蒸気については、「夏季」には目につかなくても湿度の上昇といった体感現象として認識される可能性があるためこれに対応する評価を行う必要がある。 | <p>(3) 冷却塔からの蒸発散については、計画段階配慮書の段階から発電出力規模の見直しの結果、方法書では3割近く削減されたが、それでも約29,000 m³/日が大気に放出されることから、その影響についても考慮し、調査、予測及び評価を行うこと。</p> | <p>【ほぼ同様の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前半部分は、(1)に記載 審査会においても、水蒸気の影響についての意見があったため、改めて記載した。 |
| <p>(6) 本事業は、国のエネルギー政策や電力自由化等の社会情勢により、稼働状況が変化する可能性もあることから、大気質の予測に当たっては、稼働状況に応じたきめ細やかな予測を実施すること。</p> | | | <p>【記載せず】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価の項目や手法に直接かわる部分ではないため記載せず。 |

II-2 温室効果ガス

| 配慮書における市長意見の内容 | 審査会委員等の意見 | 方法書における審査会答申案の内容 | 考え方 |
|---|-----------|--|---|
| <p>(1) 本事業で導入を計画しているガスタービン・コンバインドサイクルによる発電方式は、発電効率が高く、二酸化炭素排出原単位が低いため、地球温暖化対策に貢献することが期待されている。しかしながら、本事業による排出ガス量は、市域内の既存の事業所からの排出ガス量の5割以上を占めることになり、その影響は小さいとは言いきれない。そのため、静岡市が実施する地球温暖化対策をはじめ各種施策との整合を図られるよう、施設の適切な稼働及び維持管理を通じて、着実に二酸化炭素排出量を削減すること。併せて、さらなる余熱利用についても検討すること。</p> | | <p>(1) 静岡市が実施する地球温暖化対策をはじめ各種施策との整合を図られるよう、施設の適切な稼働及び維持管理を通じて、着実に二酸化炭素排出量を削減すること。併せて、さらなる余熱利用についても検討すること。</p> | <p>【ほぼ同様の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスについては、環境影響評価の項目や手法に直接かかわるわけではないが、配慮書に対する経済産業大臣意見でも重要視されていることから、引き続き記載した。 ・余熱利用の記載については要検討。 |
| <p>(2) 施設の適切な稼働及び維持管理を実施するとともに、再生可能エネルギー設備の導入についても検討し、積極的に二酸化炭素排出量の削減及びエネルギーの地産地消に努めること。</p> | | <p>(2) 最新鋭の設備の天然ガス火力発電設備の導入及び稼働により、二酸化炭素排出量の削減に着実に取り組むとしているが、そのための具体的な内容を環境影響評価準備書に記載すること。</p> | <p>【一部記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業大臣意見に対する事業者見解を受け、新たに記載した。 ・再生可能エネルギー、エネルギーの地産地消を記載するかは要検討 |

II-3 水環境

| 配慮書における市長意見の内容 | 審査会委員等の意見 | 方法書における審査会答申案の内容 | 考え方 |
|---|---|---|--|
| <p>(1) 本事業の排水は、事業者が所有する埋立造成地内の既設排水口から海域に排水する計画であるが、既に隣接する LNG 基地から天然ガスの製造（気化）で使用した海水が熱交換により冷排水として同じ排水口から排水されていることから、これらを含めた排水対策を検討する必要がある。</p> <p>特に、本事業の実施により、LNG 基地での天然ガスの製造量の増加（LNG 基地の増設を含む）に伴う冷排水の増加も見込まれることから、将来想定される排水量を前提とした調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・水温に関しては、LNG 気化のための冷排水を利用する計画があるのであれば、最初からこれを含めて現実的な環境影響評価をすべきと考える。 | <p>(1) 本事業の実施により、LNG 基地での天然ガスの製造量の増加（LNG 基地の増設を含む）に伴う冷排水の増加も見込まれることから、将来想定される排水量を前提とした排水の調査、予測及び評価を行うこと。</p> | <p>【ほぼ同様の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮書意見の前半部分を改めて記載するか。 ・まずは、排水に対する環境影響評価が必要であるという記載である。 |
| <p>(2) 排水に関する調査、予測及び評価に当たっては、水質のみならず、水温、塩分濃度その他必要な項目を追加し、適切な環境保全措置の検討を行うこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・水温、塩類濃度共に魚類の活動等にも関係し、湾内での挙動と深く関わっていることから十分なシミュレーション等の予測が必要と考える。 ・淡水の折戸湾への流入による塩分濃度の変化やその影響などを詳しく調査すべき。 ・排水により海域での温度分布がどのように変化するか調べた方がよい。 | <p>(2) 冷却塔からのブロー排水が与える影響について、海水冷却方式を採用しないため環境影響がないとして、環境影響評価の項目に選定していないが、淡水を含む排水が湾内に流入することで、少なからず水温や塩分に変化が見られるはずである。</p> <p>このため、水環境における、調査、予測及び評価に当たっては、水質のみならず、水温、塩分その他必要な項目を追加し、適切な環境保全措置の検討を行うこと。</p> | <p>【追記して記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書において、排水における水温が環境影響評価の項目に選定されていないため、改めて記載した。 |

II-4 動物、植物、生態系

| 配慮書における市長意見の内容 | 審査会委員等の意見 | 方法書における審査会答申案の内容 | 考え方 |
|--|---|---|--|
| <p>(1) 本事業計画では、海域への影響を考慮し、海水を使用しないことや冷却塔の使用により、可能な限り温排水による影響を回避、低減する計画であるが、それでもなお20,000 m³/日以上もの排水は、海域及び周辺の河川等に環境を及ぼすおそれがある。また、温排水のみならず、淡水であることによる影響も懸念されることから、海域及び周辺河川の環境並びに水生生物への影響について適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・海域の動植物の調査は行った方がよい（文献調査だけでなく） ・排水が、現在生息している海域の生物に影響を及ぼすのかどうかシミュレーションした方がよい ・海域に生息する動物及び植物が選定項目に入っていないが、海域に排水されることから一応調査した方がよいと思われる。 | <p>(1) 本事業計画では、海域への影響を考慮し、海水を使用せず、冷却塔を使用することで、可能な限り温排水による影響を回避、低減する計画であるが、それでもなお13,300 m³/日以上もの排水は、海域及び周辺の河川等に影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、排水を海域の動植物及び生態系に対する環境影響要因として選定し、海域及び周辺河川の環境並びに水生生物への影響について適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。</p> | <p>【追記して記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査会においても協議され、追加意見としても頂いた内容である。 ・排水の環境影響項目として、海域に生息する動植物が選定されていないことを受け、その必要性を訴えた。 |
| <p>(2) 海域及び周辺河川の環境並びに水生生物への影響を回避・低減するため、排水処理の方法や排水口の位置についてもさらに検討すること。</p> | | | <p>【記載せず】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(3)の内容は(1)に包含した。 ・その他の部分については、環境影響評価の項目や手法に直接かかわる部分ではないため記載せず。 |
| <p>(3) 対象事業想定区域の周辺海域に生息する溯河回遊性の希少種は、比較的冷水性の魚で、内湾部の存在が必要とされ、静岡県においては清水港を中心とした水域に限られている。そのため、発電施設からの温排水により、当該希少種の生息環境が一変し、その生存が危惧されることから、温排水を動植物及び生態系に対する影響要因として選定し、拡散状況等を含めた適切な調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。</p> | | | |
| <p>(4) 周辺海域には、通し回遊性を持つ魚類が多く、また、周縁魚でも河川溯上の生態を持つものも少なくない。これらの多くは、周辺海域で稚魚期まで過ごし、春期に河口から河川に溯上することから、大量の温排水の流入は、本来上るべき河川と間違えさせる危険性が大きいことから、最新の科学的知見や他事例等を集積し、有効な対策について検討すること。</p> | | | |
| <p>(5) 排水影響の湾内への広がりについても調査し、影響を及ぼすおそれのある河川については適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p> | | | <p>【一部記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)に含めて記載。 |

II-5 景観

| 配慮書における市長意見の内容 | 審査会委員等の意見 | 方法書における審査会答申案の内容 | 考え方 |
|--|---|---|--|
| <p>(1) 景観の予測において、主要な眺望地点からの視覚的な変化の程度が周辺環境に調和しているとは言えない地点がある。さらには、周辺の住居地域や江尻・日の出地区からの眺望景観にも影響を及ぼすおそれがあることから、景観影響についてより多くの視点場からの調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて施設の配置や構造（発電所の建物及び煙突の配置、形状、高さ、配色、配色手法等）について検討すること。なお、フォトモンタージュ等の作成に当たっては、重要な視対象である富士山を必ず含めること（富士山が背後となるような場合は除く）。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・景観に関する記載で各所に「建屋等については周辺環境に調和している。」との記載があるが、何を持って調和しているというのかははっきりしない。 ・配慮書段階で、煙突の高さを3パターンで検討しているが、建屋自体の高さや大きさへの配慮が必要ではないか。 | <p>(1) 配慮書段階で実施した景観の予測結果において、主要な眺望地点からの視覚的な変化の程度が、「建屋については全ての地点で周辺環境に調和している」と記載されているが、必ずしも調和していると言い切れない地点がある。</p> <p>さらには、周辺の住居地域や江尻・日の出地区からの眺望景観にも影響を及ぼすおそれがあることから、景観影響についてより多くの視点場からの調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて施設の配置や構造（発電所の建物及び煙突の配置、形状、高さ、配色、配色手法等）について検討すること。</p> <p>なお、フォトモンタージュ等の作成にあたっては、重要な視対象である富士山を必ず含めること（富士山が背後となるような場合は除く）。</p> | <p>【ほぼ同様の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観については、配慮書段階で大気質とともに一度調査、予測及び評価を行っているが、不十分な点も見受けられるため、改めて記載した。 |
| <p>(2) 静岡市景観計画で指定している11箇所の眺望地点は、自然や変化に富んだ地形と、それをもとに発展した市街地との組み合わせによる静岡ならではの美しい眺望を楽しむ場所として指定したものであることを認識し、美しい眺望が損なわれないよう施設の配置や構造を検討すること。特に、高所からの眺望には、富士山から伊豆半島への稜線、三保半島の松林など、連続性が評価される景観要素を有することから、その連続性が損なわれないよう十分に配慮すること。</p> | | | <p>【記載せず】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の項目や手法に直接かわる部分ではないため記載せず。 ・事業計画において検討すべき内容として準備書段階での対応を検討。 |
| <p>(3) 事業者の評価では、「建屋等は既存タンクの奥にあり調和している」としているが、休止状態の既存タンクが存在しない状態も考慮して評価すること。併せて、現在使用していない施設等は極力撤去すること等により事業実施想定区域周辺の景観保持に努めるなど、さらなる景観影響の低減の方策についても検討すること。</p> | | <p>(2) 事業者の評価では、「建屋等は既存タンクの奥にあり調和している」としているが、事業計画の変更も踏まえ、休止状態のタンクが存在しない状態も考慮し評価すること。</p> <p>併せて、現在使用していない施設等は極力撤去すること等により事業実施区域周辺の景観保持に努めるなど、さらなる景観影響の低減の方策についても検討すること。</p> | <p>【ほぼ同様の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮書からの配置計画見直しで、一部タンクを撤去する必要性が生じているため、改めて記載した。 |
| <p>(4) 対象事業想定区域は清水港の臨港地区内であることから、陸上のみならず海上からの景観についても評価すること。特に、清水港は「日本三大美港」の一つに数えられており、近年、大型外国客船等の寄港が増加していることを踏まえ、船舶での来訪者に対しても配慮すること。</p> | | | <p>【記載せず】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書で、海上からの景観について環境影響評価を行う旨記載されている。 |

II-5 景観（つづき）

| 配慮書における市長意見の内容 | 審査会委員等の意見 | 方法書における審査会答申案の内容 | 考え方 |
|--|---|------------------|--|
| <p>(5) 施設の存在について、景観への影響を低減するばかりではなく、本事業が清水港のシンボルとなり、新たな清水地区の良好な景観を作り出す要素となるよう、清水港・みなと色彩計画推進協議会等をはじめとした専門家の助言を受け、事業者自身の創意工夫により周辺環境と調和したデザインを検討すること。</p> | <p>・「清水港・みなと色彩計画」を踏まえた、十分な配慮と検討を行ってほしい。</p> | | <p>【記載せず】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の項目や手法に直接かわる部分ではないため記載せず。 ・事業計画において検討すべき内容として準備書段階での対応を検討。 |

II-6 騒音・振動、その他

| 配慮書における市長意見の内容 | 審査会委員等の意見 | 方法書における審査会答申案の内容 | 考え方 |
|--|--|--|--|
| <p>本事業計画の検討に当たっては、最寄りの住居地域のみならず、周辺の施設（駅、文化施設、商業施設等）の存在も考慮し、騒音・振動の影響を低減するための対策として、施設の配置や構造、その他の未然防止対策について、地域特性を踏まえた多面的な検討を行うこと。</p> | | <p>(1) 環境影響評価の実施に当たっては、最寄りの住居地域のみならず、周辺の施設（駅、文化施設、商業施設等）の存在も踏まえた調査、予測及び評価を行い、その地域特性に応じた、騒音・振動の影響を低減するための対策の検討を行うこと。</p> | <p>【ほぼ同様の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査、予測及び評価という環境影響評価の実施を踏まえた書きぶりとした。 |
| | <p>・振動の項目についても環境保全への配慮の記載があるが、JR 清水駅東側の交流ゾーンにも近いことから、環境保全だけでなく、社会的、人的影響も考えなくてはならないと思われる。</p> | <p>(2) 特に、事業実施区域周辺の南側は、「駿河湾港湾整備基本計画」において、「水産・交流拠点ゾーン」と位置付けられ、賑わい拠点形成の方向性が打ち出されているため、人と自然との触れ合いの活動の場という視点からも周辺環境に配慮した検討を行うこと。</p> | <p>【新規追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査会での協議も踏まえ追加した。 |

III 付帯事項

| 配慮書における市長意見の内容 | 審査会委員等の意見 | 方法書における審査会答申案の内容 | 考え方 |
|---|---|---|---|
| <p>本事業の事業実施想定区域は海拔約7mであり、静岡県第4次地震被害想定では非浸水区域となっているが、昭和48年に埋立造成された土地であることから耐震及び液状化対策が十分ではないおそれがあり、想定される南海トラフ巨大地震等の災害に対して、万全の対策が講じられているものが不明である。</p> <p>そのため、本事業の実施に当たっては、災害に対する安全対策についても十分に検討し、万全の対策が講じられることが望まれる。</p> | <p>・対象事業実施区域の海面からの高さを示し、その高さが津波浸水想定に対して十分に高いことを説明すると良いと思う。環境保全の範囲からやや外れるかも知れないが、地震・津波時の安全性をどこかで説明した方が良いと思われる。</p> | <p>本事業の事業実施区域は海拔約7mであり、静岡県第4次地震被害想定では非浸水区域となっているが、昭和48年に埋立造成された土地であることから耐震及び液状化対策が十分ではないおそれがあり、想定される南海トラフ巨大地震等の災害に対して、万全の対策が講じられているものが不明である。</p> <p>そのため、本事業の実施に当たっては、災害に対する安全対策についても十分に検討し、万全の対策が講じられることが望まれる。</p> | <p>【同様の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書の住民説明会においても、安全に対する住民の関心が非常に高かったため、方法書の範疇からは外れるが、配慮書意見と同様に記載した。 |